

すずな司法書士行政書士事務所 報酬基準

2018年4月1日改定

種 別		報 酬 (税別)		備 考
(1) 所有権の登記	1. 所有権保存◆	課税標準額1000万円まで 1000万円超は1000万円までごとに 不登法74条2項による保存	2万7000円 2000円加算 1万2000円加算	
	2. 所有権移転 (所有権移転 仮登記・本登記含) ◆	課税標準額1000万円まで 1000万円超は1000万円までごとに 新・中間省略登記の場合 同時受任の同一被相続人の相続登記 につき2つ目以降の管轄への申請 信託の場合	4万2000円 2500円加算 2万円加算 1万円減額 3万円加算	新・中間省略登記 とは、第三者のため にする契約と買主の地位 の譲渡を指します
	3. 所有権更正、抹消、その他◆		2万7000円	
	4. 所有権登記名義人表示変更、更正◇		8000円	
(2) 所有権以外の登記	1. 担保権又は用益権の設定 もしくは債権額の増加 (鉦害 賠償登録を含み、共同根抵当 権は除く) ◆	課税標準額5000万円まで 5000万円超1億円まで 1億円超は1億円までごとに	3万7000円 4万7000円 8000円加算	仮登記・本登記含
	2. 共同根抵当権の設定 (追加設定、極度額の増加を 含む) ◆	課税標準額5000万円まで 5000万円超1億円まで 1億円超は1億円までごとに	4万5000円 5万5000円 8000円加算	
	3. 処分、移転◆		2万7000円	
	4. 変更、更正、抹消、その他 (債権額・極度額増額除 く) ◇	信託目録の変更の場合	1万0000円 2万円加算	
	5. 名義人表示変更、更正◇		8000円	
(3) 財団の登記	1. 財団の所有権保存◆		7万2000円	
	2. 財団の分離、合併◆		3万5000円	
	3. 財団目録の変更◆		2万2000円	
(4) 抵当証券の交付◇		5万5000円		
(5) 登記原因証明情報作成		1万0000円	相続登記に伴う遺産 分割協議書作成含	
(6) 相続関係説明図作成 (戸籍 等の原本還付請求・法定相続情報申請)	被相続人1人につき	1万0000円	相続登記に伴うもの に限る	
(7) 本人確認情報作成	1通につき	3万0000円		
(8) 住宅用家屋証明書取得		5000円		
I 不動産登記についての備考				
1. (1) ~ (4) について				
①◆◇ともに、申請代理、依頼者の申請意思確認、申請書・委任状の作成報酬を含みます。				
②◆については、事前謄本・事後謄本各1通の取得報酬及び実費を含みます。				
③1 (1) 1~3については、決済立会が不要な案件については、1万円減額 (簡易案件減額)。 また1回の決済立会で2件以上の申請を行う場合 (例: 所有権保存と所有権移転を1回の立会 で行う場合) は、2件目以降についてそれぞれ1万円を減額 (同時決済減額)。				
④不動産の個数が1個を超える分について、以下の通り加算する (個数加算)。				
◆については、不動産 (敷地権除く) 1個につき 3000円 (事前謄本・事後謄本各1通の取得 報酬及び実費を含む)。敷地権1個につき 1000円				
◇については、不動産 (敷地権含む) 1個につき 1000円				
2. 標準課税価格により報酬額を算出する不動産の登記について、課税標準価格のない場合の報 酬額は、課税標準価格を1000万円とみなして算出する。ただし、担保権については債権額を課 税標準価格とみなします。				
3. 船舶・農業用動産抵当・建設機械・企業担保権に関する登記及び鉦害賠償登録に関する登記 の報酬額は、不動産の報酬額によります。				

種 別		報 酬 (税別)		備 考	
II 商業登記 所在地における登記	(1) 本店 (主たる事務所を含む)	1. 設立 (企業再編による設立を除く) ◆	資本金1000万円まで 1000万円超5000万円まで 5000万円超 1 億円まで 1 億円超 1 億円までごとに 検査役選任等※1を伴わない現物出資がある案件 募集設立の場合 登記申請のみ	8万2000円 7000円加算 7000円加算 1万2000円加算 1万円加算 7万円加算 4万円	※1 検査役選任、 弁護士等の評価証 明書 添付書類一切依頼者提供
		2. 外国会社の事務所の新設		10万0000円	外国語翻訳料は別途
		3. 会社の資本の増加◆ (企業再編による増加の場合を除く)	課税標準額500万円まで 500万円超1000万円まで 1000万円超5000万円まで 5000万円超 1 億円まで 1 億円超 1 億円までごとに 検査役選任等※2を伴わない現物出資がある案件	3万7000円 1万円加算 2万円加算 2万円加算 2万円加算 1万円加算	※2 検査役選任、 弁護士等の評価証 明書
		4. 企業再編 (組織再編・組織変更・種類変更・特例有限会社から株式会社への移行) ◆	吸収合併・新設合併 吸収分割・新設分割・登記を伴う株式交換・株式移転 登記を伴わない株式交換の書類作成 組織変更等※3による解散・設立 存続会社等※4の資本金増加額が 1000万円超5000万円まで 5000万円超 1 億円まで 1 億円超 1 億円までごとに	10万0000円 20万0000円 15万0000円 8万7000円 5万円加算 5万円加算 7000円加算	※3 組織変更、種類変更、 特例有限会社から株式会社への移行 ※4 吸収合併存続会社、 新設合併設立会社、 吸収分割承継会社、新設 分割設立会社、株式交換 完全親会社、株式移転設 立完全親会社、組織変更 等により設立される会社
		5. 新株予約権の発行◆	検査役選任等※1を伴わない現物出資がある案件	10万0000円 1万円加算	※1 検査役選任、弁護士 等の評価証明書
		6. 会社の資本の減少 (企業再編によるもの除く)、株式の譲渡の制限、会社の継続、清算の結了◆		2万2000円	
		7. 会社の本店移転、外国会社の事務所・営業所移転・日本における代表者の住所の移転◆	①管轄内での移転 ②管轄外への移転	2万2000円 3万5000円	外国語翻訳料は別途
		8. 役員等※5の選任及び変更◆	役員等の辞任のみ	2万2000円 5000円減額	※5 役員、支配人、 社員、理事、評議員等
		9. 役員の住所氏名変更◇		7000円	
		10. 監査役の種類◇		7000円	
		11. その他の登記◆		2万2000円	
		(2) 支店※6所在地における登記◇		8000円	※6 従たる事務所を含む
		(3) 公告の文案作成・掲載代理	登記の依頼に伴うもの 登記の依頼に伴わないもの	5000円 1万0000円	
		(4) 定款	1. 書面定款の電子化・電子署名付与		9260円
2. 定款の電子認証	当事務所が公証役場に訪問しない		2万0000円		
3. 定款の電子認証	当事務所が公証役場に訪問する		3万0000円		
II 商業登記についての備考					
1. ◆◇ともに、申請代理、依頼者の申請意思確認、必要書類 (議事録等) の作成料を含みます。					
2. ◆については、事後謄本1通の取得報酬及び実費を含みます。また (1) 1、2については印鑑証明書1通、その他については事前謄本1通の取得報酬及び実費を含みます。さらに (1) 4については解散により、(1) 7②については旧本店の閉鎖謄本1通の取得報酬及び実費も含みます。					
3. 課税標準額のない案件 (一般社団法人の設立等) は、課税標準額を100万円とみなします。					
4. 企業再編に伴い、資本金増加・減少以外の変更 (役員等や商号、目的等の変更、本店移転等) がある場合は、(1) (2) の報酬をそれぞれ加算。					
III 供託等	種 別		報 酬		備 考
	1. 供託		1 件につき 月 1 回の定期供託 (1 年) 調査等の必要なもの 目的価格100万円超100万円までごとに	1万0000円 9万0000円 1万円加算 1500円追加	
	2. 審査請求			2万0000円	
III 供託等についての備考					

種 別		報 酬 (税別)		備 考		
IV 裁判所等に提出する書類の作成・簡易裁判所における訴訟代理 (任意交渉含む) 等	(1) 裁判所提出書類作成 (債務整理除く)	1. 訴状・答弁書・準備書面作成 (通常訴訟)	訴額60万円まで 訴額60万円超140万円以下 訴額140万円超500万円以下 500万円超100万円までごとに	2万0000円 3万0000円 4万0000円 1000円加算		
		2. 督促手続申立書、手形・小切手・少額訴訟による訴状作成	訴額60万円まで 訴額60万円超140万円以下 訴額140万円超500万円以下 500万円超100万円までごとに	1万5000円 2万5000円 3万5000円 1000円加算		
		3. 民事執行・民事保全手続申立書作成	目的物の額60万円まで 目的物の額60万円超140万円以下 目的物の額140万円超500万円以下 500万円超100万円までごとに	3万0000円 4万0000円 6万0000円 1000円加算	供託は別 (上記Ⅲ 1 参照)	
		解 4 ・ 非審判手続調停申立書 ・ 即決和	①相続放棄申述書作成	上申書を必要としないもの 上申書を必要とするもの 2人目以降の相続放棄※	1万5000円 2万5000円 5000円加算	※同一被相続人につき、放棄者2人目以降の申述書作成を同時に受任する場合
			②自筆遺言書検認申立書作成		2万0000円	検認申立に伴う相続人調査報酬は、I (6) に準じる
			③成年後見申立書作成		10万0000円	
		④その他申立書作成		2万0000円	労働審判・遺産分割審判申立書作成は訴状作成の報酬に準ずる	
		5. その他の雑事件	①文案を要するもの ②文案を要しないもの	1万0000円 1枚1000円		
		6. 書類の提出代行		2000円	出張費別	
	(2) 裁判代理 (債務整理除く)	1. 簡裁訴訟案件の代理 (任意和解交渉含、債務整理案件、建物明渡案件除く)	着手金 成功報酬 (任意和解) 成功報酬 (訴訟・調停に移行) 裁判期日出張 (1回につき)	5万0000円 10% 15% 1万0000円		
2. 建物明渡訴訟案件の代理		着手金 (明渡事由に争い無) 着手金 (明渡事由に争い有) 裁判期日出頭 (1回につき) 成功報酬 (訴訟提起前の任意明渡) 成功報酬 (訴訟提起後の任意明渡)	5万0000円 10万0000円 1万0000円 25万0000円 20万0000円			
(3) 債務整理	1. 任意整理・消滅時効援用・特定調停・過払金返還の代理	着手金 (約定上残債あり) 着手金 (約定上残債なし) 過払金成功報酬※ 任意和解 訴訟・調停に移行	2万0000円 0円 15% 20%	※減額報酬はいただきません		
	2. 破産申立書類作成	小規模な個人事業主	20万0000円 5万円加算			
	3. 個人再生申立書類作成	住宅ローンあり	30万0000円 5万円加算			
IV 裁判所等に提出する書類の作成・簡易裁判所における訴訟代理 (任意交渉含む) 等についての備考						
1. 書類作成業務 ((1) 1~5、(3) 2~3) については、依頼者の意思確認の報酬を含みません。書類提出代行 ((1) 6) や出張費 (別表2参照) は別途。						
2. (2)、(3) 1の訴訟代理着手金には、依頼者の意思確認、訴状及び添付書類の作成、裁判所への提出報酬も含まれます。出張費 (別表2参照) は別途。						
3. 判決書正本・謄本等の交付申請書作成は (1) 5②に含めます。						
4. (1) 4③につき、申立後に行われる申立人への家裁での説明に同行する報酬も含まれます。ただし主張費 (別表2参照) は別途。						

種 別		報 酬 (税別)		備 考
(1) 建設業	1. 新規許可	個人・一般・知事・1業種まで 法人・一般・知事・1業種まで 2業種以上1業種につき 特定許可 大臣許可	10万0000円 12万0000円 3万円加算 5万円加算 5万円加算	
	2. 業種追加	一般・知事・1業種まで	5万0000円	加算要素は1と同じ
	3. 更新許可	知事・一般 (1業種まで) 2業種以上1業種につき (知事) 2業種以上1業種につき (大臣) 特定許可 大臣許可	5万0000円 1万円加算 2万円加算 3万円加算 3万円加算	
	4. 解体業登録	新規登録 更新登録	5万0000円 3万0000円	
	5. 変更届 (事業年度終了)	知事・1業種まで 大臣・1業種まで 2業種以降1業種につき 経営事項審査対応の場合	3万0000円 5万0000円 1万円加算 3万円加算	
	6. 変更届 (その他)	経営管理者・専任技術者で経験によって証明が必要なもの その他	2万0000円 1万0000円	
	7. 経営事項審査	経営状況分析 経営規模等評価申請及び総合評定値請求	3万0000円 5万0000円	
	8. 建設工事等入札資格審査申請		3万5000円	
(2) 農地法	1. 農地法3条許可		3万0000円	
	2. 農地法3条の3届出 (農地の相続等の届出)		3万0000円	相続登記にかかる費用は別途
	3. 農地法4・5条許可・届出 (農地転用)	許可・買受証明書 届出 (市街化区域)	5万0000円 3万0000円	
	4. 農業経営改善計画作成	難易度等による加算 (事前相談)	10万0000円 1万~10万円	
(3) 宅地建物取引業	1. 新規免許	知事免許 大臣免許	10万0000円 20万0000円	
	2. 免許更新	知事免許 大臣免許	5万0000円 10万0000円	
	3. 変更届		1万0000円	
	4. 宅建士資格登録申請		1万0000円	
	5. 宅建士資格変更届出		5000円	
	6. 資力確保措置の状況についての届出		1万0000円	
(4) 古物商	新規許可 変更届	5万0000円 1万0000円		
(5) 飲食店関連	1. 飲食店許可	新規 (製造業でない。井戸水でない) 図面作成の難易度※に応じて 更新 変更	4万0000円 1万~3万円加算 2万0000円 1万0000円	※床面積、設備の 多さ等を考慮し、 事前見積
	2. 深夜酒類提供飲食店届出	新規 変更	8万0000円 1万0000円	

VI 行政への許認可申請・届出

	種 別	報 酬 (税別)	備 考	
VI 行政への 許認可 申請・ 届出	(6) 法人 関連	1. NPO法人認可	15万0000円	登記申請代理報酬・費用は別
		2. 医療法人認可	80万0000円	
		3. 公益法人認定	15万0000円	
		4. 社会福祉法人認可	20万0000円	
		5. 学校法人認可	50万0000円	
		6. 宗教法人認可 (規約認証)	50万0000円	
		7. 地縁団体認可	10万0000円	
		8. 各法人変更届	1万0000円	
	(7) 旅券 (パスポート) 申請	1人 同時依頼の家族2人目以降	1万0000円 8000円	
	(8) 自動車 関連	1. 自動車登録変更	1台につき	1万0000円
2. 自動車保管場所証明書 (届出書)		1台につき	1万0000円	
3. 臨時運行許可		1台につき	5万0000円	
4. 回送運行許可		新規	5万0000円	
		目的追加	3万0000円	
		更新	3万0000円	
(9) 助成金・補助金・融資	1. 助成金・補助金	申請書作成着手金 難易度等に応じて加算 成功報酬	1万0000円 1万円から4万円 15%	
	2. 融資	申込書・事業計画書等着手金 難易度等に応じて加算 成功報酬	2万0000円 1万円から3万円 2%	
(10) 建築確認	100㎡未満 100㎡超は面積に応じて	10万0000円 1万～10万円加算	図面作成は含みません	
<p>VI行政への許認可申請・届出の備考</p> <p>1. 上記には依頼者の意思確認、書類及び添付書類の作成、官公庁への提出報酬も含まれます。ただし出張費 (別表2参照) は別途。</p> <p>2. この表に例示されていないものは、日本行政書士会連合会の報酬統計等を参照の上、決めるものとします。この場合、事前に見積額を提示します。</p> <p>3. 許可・認可・届出等に必要添付書類 (例: 建設業許可の経験証明に必要な工事請負契約書、住民票等) の取得・作成費用は含みません。</p>				

種 別		報 酬 (税別)		備 考	
VII その 他の 書類 の 作成 等	(1) 国籍 に関 する 作成	1. 帰化許可申請書	基本報酬 複雑な案件	30万円 5万円加算	
		2. 国籍取得の届出書		2万5000円	
		3. 国籍離脱の届出書		1万5000円	
	(2) その 他の 作成 の 書	1. 登記または供託に関する申請書類のみの作成			申請代理と同額
		2. 議事録・決定書・定款契約書・和解書・規約・規則の作成 (登記・供託に関するものを除く)			別表1参照
		3. 他人作成の提出書類の調査			上記1～2と同額
	(3) そ の 他	1. 登記簿謄抄本、登記事項 証明書、登記事項要約書、法 人印鑑証明書の請求及び受領	1通につき ただし1通のみ取得の場合は	500円 1000円	
		2. 登記情報サービス	1通につき	500円	
		3. 登記簿附属書類閲覧代理		1万0000円	写真撮影含
		4. 戸籍、住民票、身元証明 書等取得	基本報酬 (1通) 除籍、除票、改製原 (1通)	1500円 500円加算	
		5. 評価証明書取得	法務局又は市役所1か所で済むもの 法務局・市役所2か所必要なもの	1500円 3000円	
		6. 信用情報機関への照会書類作成	1件につき	5000円	
VIIその他の書類の作成等についての備考 1. (3) 3の写真はデジタルカメラによる画像ファイルを提供。紙の写真への現像を希望の場合は別途実費。					
VIII 相 談	種 別	報 酬		備 考	
	(1) 個別的相談 (受託事件を 伴う場合を除く)	1つの案件につき初回 2回目以降	1時間 無料 1時間3500円	時間は目安です	
	(2) 継続的相談 (月を単位と した継続的相談に応じる場合)		別表3参照		
VII相談についての備考 「初回」とは、ある1つの案件について初めての相談を指します。					
IX 出 張 費	種 別	報 酬		備 考	
	(1) 日当		別表2参照		
	(2) 旅費	実費。鉄道はグリーン車料金、船は特等、飛行機はビジネスクラスを上限とする。自動車は1km15円を基準とする。			
	(3) 宿泊費		実費		
IX出張費の備考 1. 日当・旅費・宿泊費をまとめて出張費と呼びます 2. 出張費は、依頼者の要請又は業務の必要に応じて事務処理のため出張した場合に発生します。					
X 講 演	種 別	報 酬		備 考	
	(1) 講演料	基本 30分超は30分までごとに	1万円 1万円加算		
	(2) 資料作成料	基本 A4判10枚超は10枚までごとに 受講者30名超は10名までごとに	2万円 5000円加算 2000円加算	※1 ※1 ※2	
	X講演の備考 1. ※1につき、以前作成した資料を使つての講演であれば、請求しません。 2. ※2につき、資料印刷を依頼者が行う場合は請求しません。				

	種 別	報 酬 (税別)	備 考
XI 財 産 管 理	(1) 単 発 型	1. 遺産承継業務	定額報酬 相続人1人あたり 5万円 引渡時の財産価額に応じた報酬 500万円以下 25万円 500万円超5000万円以下 1.2%+19万円 5000万円超1億円以下 1.0%+29万円 1億円超3億円以下 0.7%+59万円 3億円超 0.4%+149万円 財産を処分した場合 売却代金の3%
		2. 死後事務	基本報酬 15万0000円 難易度、事務量に応じた加算 契約による
		3. 遺言執行	不動産 遺産の1%※ その他の遺産 遺産の2% ※ただし最低5万円とする
		4. 事業譲渡業務	基本報酬 3万円 譲渡対価300万円超は100万円までごとに 1万円加算
		5. 事業承継業務 (1年以内の計画で行うもの)	基本報酬 10万円 純資産300万円超は100万円までごとに 1万円加算
		6. その他	基本報酬 3万円 財産額、難易度等に応じた加算 契約による
	(2) 継 続 型	1. 企業法務顧問	基本報酬 月1万円 難易度に応じた加算 別途協議
		2. 任意代理 (事務管理)	月額 月収の5% ただし最低月額 1万0000円
		3. 任意後見	月額 月収の10% ただし最低月額 2万0000円
		4. 事業承継業務 (1年超の計画で行うもの)	(1) 5の報酬に加え基本報酬 月2万円 財産額、難易度等に応じた加算 契約による
		5. その他	基本報酬 月1万円 難易度に応じた加算 別途協議
XI財産管理についての備考 1. 書類作成や登記等の報酬・実費は別途。 2. (1)については、総報酬 (見込) 額が5万円を超える場合、着手金として3分の1 (下限3万円)、業務終了時に残額支払と分ける場合がある。			
総則 1. I～XIの報酬基準は、司法書士・行政書士の受ける報酬の基準額を定めたものです。この表に例示されていないものは、日本司法書士会連合会や日本行政書士会連合会の報酬統計等を参照の上、決めるものとします。この場合、事前に見積額を提示します。 2. 実費・消費税は別です。ただし依頼遂行のために通常考えられる通信費は報酬に含まれます。報酬に含まれない通信費の例：内容証明郵便料、バイク便、国際電話代 3. 至急の依頼案件や複雑なものは、事前見積の上、20%を上限として増額をする場合があります。 4. 「～円超～円までごとに～円加算」の意味について 例えば、課税標準額1000万円まで1万円、1000万円超1000万円ごとに1万円加算の案件で、課税標準額が2500万円の場合、報酬額は3万円となります。 5. 受任の際には原則として、依頼者本人との直接面談が必要です。このためにかかる出張費が別途発生します (ただしこの表で他の報酬に含む又は無料と明記しているものを除く)。 6. 事前謄本とは登記申請前に取得する登記情報、登記事項要約書等を指し、事後謄本とは登記申請後に取得する登記事項証明書等を指します			

別表1 議事録・決定書・定款・契約書・和解書・規約・規則の作成報酬

ランク	基 準	備 考
ランク1	1. 次の事項を決議・決定したことを証する議事録等 株式の譲渡承認、持分会社の持分譲渡で登記を伴わないもの、定款変更（ランク2以上に該当しないもの）、役員等報酬の決定、利益相反・競業取引行為承認、決算書類の承認・剰余金の配当、役員等への役付、株主総会招集決議 2. 会社・法人の定款（ランク2以上に該当しないもの） 3. 次の内容を証した契約書（ランク2以上に該当しないもの） 株式譲渡契約書、売買・交換・贈与契約書、賃貸借・消費貸借・使用貸借契約書、請負契約書、寄託契約書、既存の契約のうち1～3項目を変更する契約書、既存の契約について履行を確約する念書 4. その他、きわめて定型的な書類で、概ねA4版1枚に収まるもの 報酬 1通5000円（税別）	
ランク2	1. 次の事項を決議・決定したことを証する議事録等 資本準備金の増加・減少、役員等の責任減免、株主からの株式取得 2. 会社・法人の定款、規約・規則で次のいずれかに該当するもの 取締役会・監査役以外機関がある株式会社の定款、種類株式を発行している株式会社の定款、規約・規則（ランク3以上に該当しないもの）※1 3. 次の内容を証した契約書（ランク3以上に該当しないもの） 売買・交換・贈与契約書で所有権移転時期、登記費用負担、瑕疵担保責任、危険負担以外の特約のあるもの、賃貸借・消費貸借・使用貸借契約書で原状回復や定期借家の特約のあるもの、請負契約書・寄託契約書で特約のあるもの業務委託契約書等で定型的なもの、既存の契約のうち4～10項目を変更する契約書、和解金額60万円以内の和解書※2 4. 特別受益証明書、内容証明郵便（当職が代理人とならないもの） 5. その他、ある程度定型化されているが、ある程度分量があるもので、概ねA4版2枚又はA3版1枚に収まるもの 報酬 1通1万0000円（税別）	※1 就業規則は作成することができません ※2 当事者同士で和解済のもの のの文書化です。当職が代理人として交渉した場合は含みません（以下この表の和解書について同じ）。
ランク3	1. 業務委託契約書等で考案を要するもの又は分量の多いもの※3、社債権者集会議事録、公正証書でない離婚協議書、既存の契約のうち11項目以上を変更する契約書、請願書・嘆願書、和解金額60万円超140万円以下の和解書 2. その他、定型化されていない文書又は1週間程度の考案を要する文書 報酬 1通2万0000円（税別）	※3 A4版3ページ以上10ページ以下を目安とする
ランク4	1. 告訴状・告発状、和解金額140万円超500万円以下の和解書 2. その他、定型化されていない文書又は2週間程度の考案を要する文書 報酬 1通3万0000円（税別）	
ランク5	1. 次の事項を決議したことを証する議事録等 事業譲渡、社債発行 2. 遺留分特例に基づく合意書、和解金額500万円超1000万円までの和解書、離婚協議公正証書・債務弁済契約公正証書の文案※4 3. その他、定型化されていない文書又は3週間程度の考案を要する文書 報酬 1通5万0000円（税別）	※4 当職が代理人として公正証書作成の場合は1万円5000円加算
ランク6	1. マンション管理規約、事業承継計画書、社会的に広く認知されていない新しいビジネスモデルについての契約書、和解金額1000万円超の和解書 2. その他、定型化されていない文書又は1か月程度の考案を要する文書 報酬 1通10万0000円（税別）	難易度に応じて、事前見積の上、10万円を上限として加算できるものとします
1. 会社法上、登記申請を伴う決議・決定についての書類作成報酬は、登記申請代理の報酬と同額。 2. この表において「議事録等」とは、株主総会議事録、取締役会議事録、取締役決定書、社員総会議事録、評議員会議事録の他、会社法上の手続を証する書面を指します。 3. この表において「役員等」とは、役員、支配人、会計監査人、社員、理事、評議員等を指します。 4. この表において「業務委託契約書等」とは、業務委託、OEM契約、代理店契約等、継続的な取引に関する契約を指します。 5. 遺産分割協議書、相続関係説明図については、I、Vの通りとする 6. 民事信託契約書作成については、IVの通りとする。		

別表2 日当

ランク	基 準	備 考
ラン ク 1	石狩支庁と小樽市への初回出張相談	「初回」とは、ある1つの案件について初めての相談を指します。
	石狩支庁と小樽市への登記書類・訴状・許認可申請書類及びその代理や、任意和解交渉・訴訟代理に伴う本人確認・実体確認・書類確認、裁判所提出書類の提出代行のための移動（1回のみ）	
	日当 0円（税別）	
1時間以上2時間以内を要するもの		
ラン ク 2		日当 1万0000円（税別）
ラン ク 3	2時間超4時間以内を要するもの	
		日当 2万5000円（税別）
ラン ク 4	4時間超8時間以内を要するもの	
		日当 5万0000円（税別）
備考		
1. 石狩支庁とは札幌市、北広島市、江別市、恵庭市、千歳市、石狩市、当別町、新篠津村を指します		
2. 本人確認とは、本人の実在・一致性の確認だけではなく、申請や和解・訴訟の原因となる行為の意思確認も含まれます		
3. 実体確認とは、不動産の売買による所有権移転登記における売買代金の着金や、抵当権設定登記における貸金の受領、抵当権抹消登記における着金などの確認を指します		

別表3 継続的相談の報酬

ランク	基 準	備 考
ラン ク 1	一つの案件につき、月3回までの相談	
ラン ク 2	一つの案件につき、月5回までの相談	
ラン ク 3	一つの案件につき、月10回までの相談	報酬 月3万0000円（税別）
備考		

別表4 顧問契約の報酬（1年契約）

ランク	基 準	備 考
ラ イ ト	月1回までの相談・5000円までの書類作成1通無料。1万円以上の報酬15%減額	
ダ ス ト ア ド ン	月3回までの相談・5000円までの書類作成3通無料。1万円以上の報酬20%減額	
備考		

すずな司法書士行政書士事務所 報酬基準に関する補足及び契約約款

I 不動産登記の報酬について

1. 決済立会とは、司法書士の規則・倫理上の必要から、関係当事者の会する場に出席し、相互に関連する申請手続の説明、申請内容の確認、登記申請人の意思の確認、物権変動の実体的な確認を行う業務及びそれに準ずる業務（実行日以前に当事者と面談する場合等も含む）を指します。

つまり書類に署名捺印をいただいたから申請していいというのではなく、例えば売買であれば、当事者が契約内容を十分理解しているか確認した上で、売買代金の着金があって初めて所有権が移転するので、そこまで確認する義務がある、ということになります。

こうした決済立会を伴う業務は、他の業務に優先して、原則は当日中に申請し、確実に登記完了させなければならないため、事前の準備、立会、事後の申請業務に至るまで、立会場所以外においても一定の長い時間の拘束、慎重性、重大な責任を伴うものであり、単なる書類作成や法務局への提出行為に終わらないことをご理解ください。

2. 不登法74条2項による保存とは、表題部所有者から直接購入した買主がする所有権保存のことで、主に新築の区分建物（分譲マンション）をデベロッパーから購入する際に使われる手法です。

3. 新・中間省略登記とは、①第三者のためにする契約、②買主の地位の譲渡を指します。この場合、2万円の加算がされますが、この2万円を中間者（①においては諾約者、②においては旧買主を指します）が負担する場合は、請求書を分けることも可能ですのでお申し出ください。

I 不動産登記、II 商業登記共通

1. 事前謄本とは、登記申請前に取得する登記情報、登記事項要約書等を指します。これは最新の登記の状態を確認するために必要なもので、原則としてご依頼時に1回確認が必要です。

また不動産登記の決済を伴うものについては、申請直前にもさらに1回確認が必要です。これは、差押登記等が先順位で入っていないかどうかの確認のためです。

事後謄本とは登記完了後に取得する登記事項証明書等を指します。これは依頼者に登記完了の証明として、他の書類と併せて納品するものです。原則として全部事項証明書をお渡ししますが、分量が多くなる場合は、当事務所の判断で一部事項証明書をお渡しする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

IV 裁判所等に提出する書類の作成・簡易裁判所における訴訟代理（任意交渉含む）等について

1. 簡裁訴訟代理等関係業務認定司法書士が代理可能なのは、簡易裁判所が管轄（訴額140万円まで）の民事訴訟及びその範囲での和解や調停までです。強制執行、民事保全は、地方裁判所の管轄であるため代理はできません。ただし強制執行、民事保全の申立書を書類作成すること（代書）は可能ですので、書類作成の上、依頼者にて裁判所にご提出いただくか、当事務所にて使者として提出することになります。

ただし司法書士が使者として書類提出することを認めない運用をしている裁判所もありますので、あらかじめご了承ください。

全体にかかわる補足

1. 提示した見積書等に疑問がある場合は、遠慮なくお尋ねください。報酬基準のどの部分に基づいて計算したものか、きちんとご説明いたします。

なお委任後は、申請等を行う前であっても当事務所にて必要書類の取得や書類作成などに着手し、一定程度業務が進行する場合があります。相見積を取るなどの理由から依頼を保留する場合は、必ず期限を設けて依頼を継続するかどうかの返答をお願いします。

依頼が中止となった場合は、下記中途解約の計算基準に沿って、業務の進行状況に応じた報酬・実費を請求する場合があります。

なお正式な発注書等がない場合でも、見積後の委任者又は委任者の代理人・不動産媒介業者等の対応や、見積・依頼時の状況から、委任したものと当事務所が判断できる場合も、同様と

すずな司法書士行政書士事務所 報酬基準に関する補足及び契約約款

します。

2. 原則として、報酬・実費は一括前払いとします。

振込の場合の手数料等、支払いにかかる費用は委任者の負担です。

ただし次の報酬等は、分割・後払いとします。

- (1) IV (2) (3)における成功報酬
- (2) その他、委任者の資力・状況等に応じて当事務所が分割・後払いを相当と判断した場合（特に債務整理）

3. 下記の場合、当事務所は委任事務を終了することができます。

- (1) 委任者の申し出により、本契約が解除されたとき
- (2) 司法書士・行政書士がかかわれない業務であることが判明した場合など
- (3) 当事務所から委任者に対して、1か月以上連絡が取れないとき
- (4) 委任者が着手金、報酬、実費等の支払いを遅延したとき
- (5) 甲乙間の信頼関係がなくなったとき

4. 中途解約時の報酬・実費の請求について

委任業務が途中で中止になった場合、報酬・実費の全部又は一部を請求する場合があります。その算定基準及び各用語の定義は以下の通りです。

基本業務：付随業務以外の業務

付随業務：報酬基準Ⅶ（3）の業務

着手：必要書類作成、関係当事者への通知・連絡又はその書面の作成、付随業務のための申請書作成又は窓口への移動開始、収入印紙・収入証紙・予納郵券の購入

申請・申立：登記所への登記申請、許可庁への許認可申請、裁判所への訴訟・調停・支払督促等の代理人としての申立、裁判所への使者としての書類提出、裁判外和解の相手方への通知書発送

完了：登記完了、許可・認可書の発行、訴訟・調停・支払督促等の係属、裁判所に使者として提出した書類の結果通知、裁判外和解の相手方への通知書到達

(1) 委任後、着手前の中止

基本業務の報酬の5%又は3500円（税抜）のどちらか高い方

ただし着手前解約の期限は、委任日を含め3日、申請・申立予定日又は納期のいずれか早い方とします。

(2) 着手後、申請・申立のための書類完成前の中止

書類完成前の基本業務の50%又は3500円（税抜）のどちらか高い方

(3) 申請・申立のための書類完成後、申請・申立前の中止

申請・申立前の基本業務の報酬の80%又は3500円（税抜）のどちらか高い方

(4) 申請・申立後、完了前の中止

基本業務の報酬・実費の100%

上記のいずれの段階においても、以下のものは全額請求できるものとします。

- ① 履行済の付随業務の報酬・実費（見積前に行ったものを含む）
- ② 立替済の基本業務の実費（見積前に行ったものを含む）
- ③ 基本業務で複数の項目に分かれているもののうち、完了している項目の報酬

5. 委任者が当事務所に対し、支払うべき金員を支払わないときは、当事務所は、依頼に関して保管中の書類その他のものを委任者に引き渡さないでおくことができるものとします。

6. 当事務所の契約に関する紛争については、札幌簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。